

結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間43分（前年7時間44分）、労働者1人平均7時間44分（同7時間45分）となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間29分（同39時間25分）、労働者1人平均39時間05分（同39時間03分）となっている。1企業平均を企業規模別にみると、1,000人以上が39時間02分（同39時間04分）、300～999人が39時間07分（同39時間06分）、100～299人が39時間21分（同39時間19分）、30～99人が39時間34分（同39時間29分）となっている。産業別にみると、金融業、保険業が37時間57分（同37時間57分）で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が40時間09分（同39時間53分）で最も長くなっている。（第1表）

第1表 1日及び週所定労働時間

（単位：時間、分）

年・企業規模・産業	1日の所定労働時間		週所定労働時間	
	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾
平成26年	7 : 43	7 : 44	39 : 29	39 : 05
25	7 : 44	7 : 45	39 : 25	39 : 03
24	7 : 44	7 : 45	39 : 22	39 : 03
23	7 : 43	7 : 44	39 : 23	39 : 01
22	7 : 43	7 : 44	39 : 22	39 : 01
1,000人以上	7 : 47	7 : 45	39 : 02	38 : 46
300～999人	7 : 45	7 : 44	39 : 07	38 : 58
100～299人	7 : 44	7 : 44	39 : 21	39 : 13
30～99人	7 : 42	7 : 43	39 : 34	39 : 29
鉱業、採石業、砂利採取業	7 : 39	7 : 32	39 : 30	38 : 38
建設業	7 : 41	7 : 46	39 : 35	39 : 26
製造業	7 : 47	7 : 48	39 : 19	39 : 07
電気・ガス・熱供給・水道業	7 : 39	7 : 40	38 : 31	38 : 05
情報通信業	7 : 42	7 : 41	38 : 39	38 : 28
運輸業、郵便業	7 : 37	7 : 40	39 : 35	39 : 21
卸売業、小売業	7 : 41	7 : 44	39 : 30	39 : 09
金融業、保険業	7 : 34	7 : 27	37 : 57	37 : 17
不動産業、物品賃貸業	7 : 42	7 : 41	39 : 06	38 : 50
学術研究、専門・技術サービス業	7 : 45	7 : 41	39 : 05	38 : 30
宿泊業、飲食サービス業	7 : 40	7 : 43	40 : 09	39 : 48
生活関連サービス業、娯楽業	7 : 40	7 : 39	40 : 00	39 : 46
教育、学習支援業	7 : 41	7 : 39	39 : 14	39 : 03
医療、福祉	7 : 54	7 : 53	39 : 40	39 : 38
サービス業(他に分類されないもの)	7 : 44	7 : 48	39 : 35	39 : 32

注：1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。

2) 「労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのない者は除く。）によりそれぞれ加重平均したものである。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は84.3%（前年85.3%）となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は、46.9%（同46.0%）となっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上が72.5%（同69.5%）、300～999人が62.0%（同62.0%）、100～299人が52.0%（同54.2%）、30～99人が43.5%（同41.7%）となっている。産業別にみると、金融業、保険業が89.4%（同93.9%）で最も高く、次いで情報通信業が89.2%（同87.8%）となっている。（第2表）

第2表 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業 ²⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾	
				完全週休 2日制	完全週休 2日制		
平成26年	[100.0]	100.0	9.7	84.3	37.4	46.9	6.0
25		100.0	7.8	85.3	39.4	46.0	6.8
24		100.0	6.5	88.7	44.2	44.5	4.8
23		100.0	8.8	85.5	42.7	42.8	5.7
22		100.0	9.1	87.0	49.3	37.7	3.9
1,000人以上	[2.1]	100.0	1.2	91.6	19.1	72.5	7.2
300～999人	[6.0]	100.0	4.0	87.7	25.6	62.0	8.4
100～299人	[19.8]	100.0	6.7	87.3	35.3	52.0	6.0
30～99人	[72.0]	100.0	11.3	83.0	39.5	43.5	5.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[0.1]	100.0	12.7	87.3	54.1	33.1	-
建設業	[7.7]	100.0	9.7	87.7	47.3	40.3	2.7
製造業	[26.2]	100.0	3.0	86.5	41.7	44.8	10.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[0.2]	100.0	4.1	87.0	24.7	62.3	8.9
情報通信業	[4.2]	100.0	0.3	97.1	7.9	89.2	2.6
運輸業、郵便業	[9.4]	100.0	19.4	76.9	44.7	32.1	3.7
卸売業、小売業	[22.4]	100.0	12.5	82.3	37.4	44.9	5.2
金融業、保険業	[0.7]	100.0	-	95.3	5.9	89.4	4.7
不動産業、物品賃貸業	[2.1]	100.0	6.0	90.0	31.2	58.8	4.0
学術研究、専門・技術サービス業	[2.5]	100.0	2.0	94.2	20.9	73.3	3.8
宿泊業、飲食サービス業	[7.2]	100.0	25.7	68.1	36.2	31.9	6.3
生活関連サービス業、娯楽業	[5.3]	100.0	11.5	88.3	51.4	36.8	0.2
教育、学習支援業	[1.2]	100.0	10.0	81.6	33.5	48.2	8.3
医療、福祉	[2.2]	100.0	0.3	93.8	21.9	71.8	5.9
サービス業(他に分類されないもの)	[8.6]	100.0	9.0	85.6	27.8	57.8	5.4

注：1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) []内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

週休制の形態別適用労働者割合をみると「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は88.3%(前年88.4%)、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は61.5%(同61.0%)となっている(第3表)。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

(単位：%)

年・企業規模・産業	労働者計 ¹⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾	
平成26年	[100.0]	100.0	3.9	88.3	26.8	61.5	7.8
25		100.0	3.2	88.4	27.4	61.0	8.3
24		100.0	2.9	89.8	35.2	54.6	7.3
23		100.0	3.9	88.1	33.6	54.5	7.9
22		100.0	4.2	90.2	35.3	54.9	5.6
1,000人以上	[35.0]	100.0	0.5	91.1	13.4	77.7	8.4
300～999人	[19.1]	100.0	2.6	88.5	25.0	63.5	8.9
100～299人	[20.3]	100.0	4.6	88.4	33.8	54.5	7.0
30～99人	[25.6]	100.0	8.7	84.6	39.8	44.8	6.7
鉱業,採石業,砂利採取業	[0.1]	100.0	6.7	93.2	43.6	49.7	0.1
建設業	[6.5]	100.0	4.8	92.1	31.4	60.7	3.1
製造業	[33.4]	100.0	1.3	88.0	23.9	64.1	10.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[1.1]	100.0	0.5	96.7	7.2	89.5	2.8
情報通信業	[6.6]	100.0	0.1	96.1	8.1	87.9	3.9
運輸業,郵便業	[10.0]	100.0	9.6	85.4	47.0	38.4	4.9
卸売業,小売業	[19.0]	100.0	4.0	85.7	30.5	55.2	10.3
金融業,保険業	[4.4]	100.0	0.0	97.1	0.4	96.7	2.9
不動産業,物品賃貸業	[2.1]	100.0	2.5	93.5	29.4	64.1	4.0
学術研究,専門・技術サービス業	[2.6]	100.0	0.9	92.4	12.5	79.9	6.7
宿泊業,飲食サービス業	[3.4]	100.0	17.1	73.1	37.7	35.4	9.8
生活関連サービス業,娯楽業	[2.8]	100.0	13.9	82.4	45.3	37.1	3.7
教育,学習支援業	[0.7]	100.0	8.5	81.8	36.6	45.2	9.6
医療,福祉	[1.1]	100.0	1.4	92.0	30.6	61.4	6.6
サービス業(他に分類されないもの)	[6.3]	100.0	4.9	90.6	22.5	68.1	4.5

注：1) []内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

(3) 年間休日総数

平成 25 年(又は平成 24 会計年度)の年間休日総数の 1 企業平均は 105.8 日(前年 105.4 日)、労働者 1 人平均は 112.9 日(同 112.6 日)となっている。1 企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、1,000 人以上が 114.7 日(同 114.4 日)、300~999 人が 112.5 日(同 111.8 日)、100~299 人が 108.0 日(同 108.4 日)、30~99 人が 104.4 日(同 103.8 日)となっている。産業別にみると、金融業、保険業が 120.9 日(同 118.0 日)で最も多く、宿泊業、飲食サービス業が 93.5 日(同 95.6 日)と最も少なくなっている。(第 4 表)

第 4 表 年間休日総数階級別企業割合、1 企業平均年間休日総数及び労働者 1 人平均年間休日総数

年・企業規模・産業	(単位：%)									1企業平均年間休日総数 ¹⁾ (日)	労働者1人平均年間休日総数 ²⁾ (日)
	全企業	69日以下	70~79日	80~89日	90~99日	100~109日	110~119日	120~129日	130日以上		
平成26年	100.0	3.1	5.8	6.5	10.5	31.5	16.4	25.5	0.8	105.8	112.9
25	100.0	3.6	4.9	7.7	9.7	32.1	18.8	22.2	1.0	105.4	112.6
24	100.0	2.6	3.7	6.2	8.6	36.1	16.8	24.7	1.2	106.9	113.5
23	100.0	2.4	3.9	8.1	10.6	35.0	14.6	23.9	1.5	106.1	113.0
22	100.0	3.1	4.3	7.5	11.4	31.8	14.9	24.1	2.9	106.4	113.4
1,000人以上	100.0	0.4	0.9	0.8	3.7	25.8	19.4	48.8	0.2	114.7	118.5
300~999人	100.0	0.8	1.7	3.2	4.1	29.1	19.9	40.6	0.6	112.5	114.6
100~299人	100.0	1.4	6.0	5.3	7.5	30.0	18.9	30.3	0.5	108.0	110.2
30 ~ 99人	100.0	3.8	6.2	7.2	12.0	32.3	15.3	22.2	1.0	104.4	106.4
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	-	5.6	15.9	17.5	39.8	5.3	16.0	-	102.5	107.4
建設業	100.0	0.8	4.6	12.6	19.8	22.8	12.0	27.4	0.0	105.2	112.3
製造業	100.0	0.8	1.2	2.9	8.0	33.6	27.2	25.0	1.4	110.6	116.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	1.1	1.1	3.3	16.8	22.4	55.4	-	115.7	121.7
情報通信業	100.0	-	-	0.5	2.4	8.4	6.1	82.6	0.1	120.3	121.2
運輸業,郵便業	100.0	3.5	13.6	15.2	16.1	25.5	6.5	17.7	1.9	98.9	103.3
卸売業,小売業	100.0	4.7	5.1	6.0	10.3	37.6	17.2	19.0	0.1	103.8	110.6
金融業,保険業	100.0	-	-	-	-	3.7	9.9	84.3	2.2	120.9	119.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	1.0	3.0	3.2	10.3	26.9	19.3	35.2	1.0	110.1	114.3
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	-	0.1	2.2	4.0	15.7	16.4	60.7	1.1	117.2	119.4
宿泊業,飲食サービス業	100.0	9.8	18.6	7.4	12.8	38.4	6.0	7.0	-	93.5	98.3
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	4.5	15.7	10.2	18.3	40.2	4.2	6.8	-	95.8	97.6
教育,学習支援業	100.0	-	2.4	10.8	18.8	26.8	23.6	15.1	2.5	105.6	107.3
医療,福祉	100.0	-	0.4	2.3	5.3	50.7	21.9	19.4	-	109.2	110.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	5.4	4.8	6.7	4.1	27.8	14.9	34.3	1.9	107.3	111.5

注:1) 「1 企業平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2) 「労働者 1 人平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者数により加重平均したものである。

(4) 年次有給休暇

ア 年次有給休暇の取得状況

平成 25 年（又は平成 24 会計年度）1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く。）は、労働者 1 人平均 18.5 日（前年 18.3 日）、そのうち労働者が取得した日数は 9.0 日（同 8.6 日）で、取得率は 48.8%（同 47.1%）となっている。

取得率を企業規模別にみると、1,000 人以上が 55.6%（同 54.6%）、300～999 人が 47.0%（同 44.6%）、100～299 人が 44.9%（同 42.3%）、30～99 人が 42.2%（同 40.1%）となっている。（第 5 表）

第 5 表 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得状況

年・性・企業規模・産業	労働者 1 人平均 付与日数 ¹⁾ (日)	労働者 1 人平均 取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
平成26年	18.5	9.0	48.8
25	18.3	8.6	47.1
24	18.3	9.0	49.3
23	17.9	8.6	48.1
22	17.9	8.5	47.1
男	18.8	8.6	45.6
女	17.4	9.8	56.0
1,000人以上	19.4	10.8	55.6
300～999人	18.5	8.7	47.0
100～299人	18.1	8.1	44.9
30～99人	17.4	7.4	42.2
鉱業,採石業,砂利採取業	18.6	11.2	60.1
建設業	18.3	7.4	40.3
製造業	19.1	10.3	54.0
電気・ガス・熱供給・水道業	19.8	14.0	70.6
情報通信業	19.0	11.0	57.7
運輸業,郵便業	18.1	9.2	50.5
卸売業,小売業	18.0	6.5	36.4
金融業,保険業	19.9	10.5	52.8
不動産業,物品賃貸業	18.2	7.6	41.6
学術研究,専門・技術サービス業	18.5	9.4	50.9
宿泊業,飲食サービス業	16.7	6.7	40.1
生活関連サービス業,娯楽業	16.9	6.3	37.1
教育,学習支援業	18.0	6.9	38.2
医療,福祉	14.5	6.6	45.4
サービス業(他に分類されないもの)	17.8	8.2	46.5

注:1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、前年（又は前々会計年度）1年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。

この表に表章している労働者 1 人平均の付与日数及び取得日数により計算した値とは四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

イ 年次有給休暇の時間単位取得制度

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業割合は 11.8%（前年 11.2%）となっている（第 6 表）。

第 6 表 年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、取得日数階級別企業割合

年・企業規模	全企業	年次有給休暇 の時間単位取 得制度がある 企業 ¹⁾²⁾	年次有給休暇の時間単位取得日数							年次有給休暇 の時間単位取 得制度がない 企業	
			(単位: %)								
			1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6～9 日	10日以上		
平成26年	100.0	11.8	(100.0)	(0.6)	(6.3)	(1.6)	(2.1)	(86.9)	(0.7)	(0.0)	88.2
25	100.0	11.2	(100.0)	(5.2)	(3.6)	(1.8)	(4.7)	(62.6)	(1.2)	(0.3)	88.8
1,000人以上	100.0	10.6	(100.0)	(4.4)	(6.8)	(1.0)	(6.3)	(80.2)	(-)	(-)	89.4
300～999人	100.0	11.9	(100.0)	(5.0)	(4.1)	(3.5)	(5.5)	(79.6)	(0.5)	(0.6)	88.1
100～299人	100.0	9.7	(100.0)	(1.2)	(8.8)	(4.3)	(0.0)	(85.5)	(-)	(-)	90.3
30～99人	100.0	12.5	(100.0)	(-)	(5.9)	(1.0)	(2.2)	(88.0)	(0.9)	(-)	87.5

注: 1) ()内の数値は、年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業を100とした割合である。

2) 年次有給休暇の時間単位取得制度「あり」には、取得日数が未定の企業を含む。

(5) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は55.6%（前年51.1%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が70.9%（同72.6%）、300～999人が66.0%（同64.0%）、100～299人が59.7%（同54.0%）、30～99人が53.2%（同48.6%）となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業が69.8%（同73.1%）で最も高く、金融業、保険業が20.1%（同17.6%）で最も低くなっている。

種類別（複数回答）にみると、「1年単位の変形労働時間制」が35.4%（同32.3%）、「1か月単位の変形労働時間制」が17.9%（同16.6%）、「フレックスタイム制」が5.3%（同5.0%）となっている。（第7表）

第7表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業	変形労働時間制を採用している企業 注)	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成26年	100.0	55.6	35.4	17.9	5.3	44.4
25	100.0	51.1	32.3	16.6	5.0	48.9
24	100.0	51.3	33.3	15.8	5.2	48.7
23	100.0	53.9	36.9	14.1	5.9	46.1
22	100.0	55.5	37.0	15.3	5.9	44.5
1,000人以上	100.0	70.9	21.0	40.6	27.7	29.1
300～999人	100.0	66.0	31.6	29.3	16.0	34.0
100～299人	100.0	59.7	37.5	18.4	7.3	40.3
30～99人	100.0	53.2	35.5	16.1	3.2	46.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	69.8	58.4	13.7	4.1	30.2
建設業	100.0	54.5	47.3	9.8	1.5	45.5
製造業	100.0	63.3	51.6	8.0	7.3	36.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.4	24.9	46.1	12.1	34.6
情報通信業	100.0	38.9	8.6	7.7	23.8	61.1
運輸業、郵便業	100.0	64.5	40.8	27.3	2.5	35.5
卸売業、小売業	100.0	54.5	32.4	20.0	4.0	45.5
金融業、保険業	100.0	20.1	2.9	9.7	9.8	79.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	41.4	21.1	18.9	2.5	58.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	32.9	16.8	6.2	10.4	67.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	57.1	20.9	32.8	1.2	42.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	50.9	24.0	29.8	2.1	49.1
教育、学習支援業	100.0	50.2	43.1	6.2	2.8	49.8
医療、福祉	100.0	58.1	14.3	43.2	1.7	41.9
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	49.0	25.6	22.5	4.9	51.0

注： 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。

変形労働時間制の適用労働者割合は48.6%（前年46.7%）で、種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は23.3%（同21.3%）、「1か月単位の変形労働時間制」は16.9%（同17.4%）、「フレックスタイム制」は8.3%（同7.9%）となっている（第8表）。

第8表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ^{注)}	変形労働時間制の種類別			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成26年	100.0	48.6	23.3	16.9	8.3	51.4
25	100.0	46.7	21.3	17.4	7.9	53.3
24	100.0	48.4	22.8	17.8	7.8	51.6
23	100.0	48.9	24.6	15.9	8.4	51.1
22	100.0	49.8	24.6	17.0	8.1	50.2
1,000人以上	100.0	45.7	9.3	21.6	14.8	54.3
300～999人	100.0	50.7	23.1	19.2	8.5	49.3
100～299人	100.0	51.1	33.7	13.1	4.3	48.9
30～99人	100.0	48.8	34.3	11.8	2.4	51.2
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	51.7	36.8	12.2	2.7	48.3
建設業	100.0	38.6	29.0	8.3	1.3	61.4
製造業	100.0	51.8	28.8	9.5	13.6	48.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	63.7	2.8	32.8	28.1	36.3
情報通信業	100.0	28.6	3.1	4.3	21.2	71.4
運輸業,郵便業	100.0	64.6	32.3	30.4	1.8	35.4
卸売業,小売業	100.0	55.3	26.4	23.9	4.6	44.7
金融業,保険業	100.0	7.8	0.3	4.2	3.3	92.2
不動産業,物品賃貸業	100.0	38.7	21.4	13.0	3.9	61.3
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	31.3	10.1	6.2	15.0	68.7
宿泊業,飲食サービス業	100.0	62.7	17.8	42.9	1.4	37.3
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	49.3	16.0	32.7	0.6	50.7
教育,学習支援業	100.0	49.7	36.2	9.0	4.5	50.3
医療,福祉	100.0	61.7	12.0	45.9	3.8	38.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	43.0	18.3	22.5	2.2	57.0

注：「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定期的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(6) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は13.3%（前年10.8%）となっており、これを種類別（複数回答）にみると、「事業場外労働のみなし労働時間制」が11.3%（同9.2%）、「専門業務型裁量労働制」が3.1%（同2.2%）、「企画業務型裁量労働制」が0.8%（同0.8%）となっている（第9表）。

第9表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			平成26年	100.0	13.3	
25	100.0	10.8	9.2	2.2	0.8	89.2
24	100.0	11.9	10.4	2.3	0.7	88.1
23	100.0	11.2	9.3	2.2	0.7	88.8
22	100.0	11.2	9.1	2.5	0.8	88.8
1,000人以上	100.0	24.8	17.9	7.2	4.7	75.2
300～999人	100.0	21.8	18.8	4.0	1.5	78.2
100～299人	100.0	14.5	12.8	3.0	0.4	85.5
30～99人	100.0	11.9	10.1	2.9	0.7	88.1
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	5.6	5.6	-	-	94.4
建設業	100.0	13.1	10.6	3.7	0.2	86.9
製造業	100.0	15.2	13.5	3.3	1.0	84.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.2	2.4	0.8	-	96.8
情報通信業	100.0	26.3	12.0	18.1	1.4	73.7
運輸業,郵便業	100.0	4.8	4.8	-	-	95.2
卸売業,小売業	100.0	17.4	16.3	2.7	0.6	82.6
金融業,保険業	100.0	21.7	15.7	2.7	5.5	78.3
不動産業,物品賃貸業	100.0	18.4	16.8	0.6	2.1	81.6
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	15.6	9.3	7.6	1.7	84.4
宿泊業,飲食サービス業	100.0	4.5	4.3	0.0	0.3	95.5
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	6.7	5.6	-	1.1	93.3
教育,学習支援業	100.0	5.5	3.2	0.8	2.0	94.5
医療,福祉	100.0	4.5	3.3	1.2	-	95.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	12.8	10.9	3.4	0.8	87.2

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は 8.1%（前年 8.1%）となっており、これを種類別にみると「事業場外労働のみなし労働時間制」が 6.9%（同 6.6%）、「専門業務型裁量労働制」が 1.0%（同 1.2%）、「企画業務型裁量労働制」が 0.2%（同 0.3%）となっている（第 10 表）。

第 10 表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成26年	100.0	8.1	6.9	1.0	0.2	91.9
25	100.0	8.1	6.6	1.2	0.3	91.9
24	100.0	8.5	7.1	1.1	0.3	91.5
23	100.0	7.3	5.6	1.2	0.4	92.7
22	100.0	6.9	5.3	1.3	0.3	93.1
1,000人以上	100.0	9.9	7.9	1.4	0.5	90.1
300～999人	100.0	8.9	8.0	0.8	0.1	91.1
100～299人	100.0	8.2	7.3	0.9	0.0	91.8
30～99人	100.0	5.1	4.3	0.8	0.0	94.9
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	1.9	1.9	-	-	98.1
建設業	100.0	7.5	6.7	0.7	0.0	92.5
製造業	100.0	7.5	6.3	0.9	0.2	92.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.9	2.9	0.0	-	97.1
情報通信業	100.0	11.7	4.1	7.1	0.4	88.3
運輸業,郵便業	100.0	7.6	7.6	-	-	92.4
卸売業,小売業	100.0	9.3	8.9	0.2	0.1	90.7
金融業,保険業	100.0	18.2	16.8	0.2	1.2	81.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	12.3	12.2	0.0	0.1	87.7
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	10.9	6.6	4.2	0.1	89.1
宿泊業,飲食サービス業	100.0	2.2	2.2	0.0	0.0	97.8
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	4.0	3.9	-	0.1	96.0
教育,学習支援業	100.0	4.1	3.3	0.6	0.3	95.9
医療,福祉	100.0	4.5	4.4	0.1	-	95.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	3.5	2.7	0.7	0.0	96.5